



ご存じですか？ 自転車の歩道通行ルール



2026年4月1日から青切符による自転車の取締りが始まります！

自転車は車道通行が原則ですが、次のような道路標識・道路標示がある歩道は、普通自転車で通行することができます。



「普通自転車歩道通行可」
の道路標識・道路標示

この標識標示がある歩道は、
例外的に自転車で通ることができます。

ただし、どんな走り方でも
いいわけではありません。



歩道を通行する時のルール（原則）

① 通行できるのは**普通自転車だけ**

車体の大きさが長さ190cm、幅60cmを超えない
などの一定の基準を満たすもの

※タンDEM自転車や牽引自転車等はダメ

② **車道寄り**を通行

歩道の中央から車道寄りの部分を通行してください

③ 通行する速度は**徐行**

徐行とは、すぐに止まれる速度のことです

④ **歩行者を優先**

歩行者の通行を妨げそうなときは、必ず「一時停止」
してください

※ベルを鳴らして避けてもらうのはダメ

上記①～④に違反した場合

※ 2026年4月1日から

①, ②：通行区分違反（反則金 6,000円）

③, ④：歩道徐行等義務違反（反則金 3,000円）

また、道路標識・道路標示がない歩道でも、次のようなときは、普通自転車で通行することができます。

このような方が運転するとき

70歳以上の方

一定の身体障害を
有する方

13歳未満の方



やむを得ないと認められるとき

道路工事や連続した駐車車両等のため
車道の左側を通行することが難しいとき



著しく自動車の交通量が多い、
車道の幅が狭いなど、
通行すると事故の危険があるとき

子どもや高齢者等は、
無理して車道を
走らないで！